

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 令和7年度 事業計画

目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	2
II	基本方針	3
III	セクション別重点目標	4
1.	経営基盤の強化、安定を旨とします 【法人運営室】	4
2.	生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を旨とします 【地域福祉課 地域支援係】	4
3.	地域包括ケアシステムの強化に取り組みます 【地域福祉課 中部地域包括支援センター】	5
4.	個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を旨とします 【在宅介護課 居宅介護支援係】	5
5.	住み慣れた地域や自宅でその人らしく日常生活が送れるよう支援します 【在宅介護課 訪問介護係】	6
6.	利用者の楽しみや生きがいが増えるデイサービスを目指します 【通所介護課 通所介護係】	6
IV	事業活動計画	7
1.	法人運営室	7
2.	地域福祉課 地域支援係	8
3.	地域福祉課 中部地域包括支援センター	9
4.	在宅介護課 居宅介護支援係	10
5.	在宅介護課 訪問介護係	10
6.	通所介護課 通所介護係	11
7.	チーム運営	12

I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を基本理念に掲げて、地域に密着した福祉事業・福祉活動に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、公的制度だけでは解決できない福祉課題に対しては、地域で実践されている福祉活動・ボランティア活動と連携し、共同募金や寄付金などを活用しながら柔軟な発想と柔軟な対応によってこれまでになかった新しい支援の取り組みを創り出すことが求められています。

地域で実践されている福祉活動やボランティア活動に関しては、新型コロナウイルスが及ぼした影響は大きく、福祉活動・ボランティア活動のリーダー育成並びに担い手の確保は年々困難な状況となっています。

地域福祉を推進する中核団体である社会福祉協議会として、従来から配置している絆ネットコーディネーターや生活支援コーディネーターを中心として、地域住民と共に今後の活動の在り方を考える段階を迎えています。

一方、訪問介護や通所介護など要介護者等の在宅生活を支える介護事業は、国による制度改正や報酬改定の影響により、事業運営は非常に厳しい状況となっています。

さらに、核家族や一人暮らし世帯の増加と人間関係の希薄化が進むことで、介護が必要となった場合に在宅サービスより施設サービスを選択される方が増加しているように感じられます。

福祉医療機構の調査によると、訪問介護事業所と通所介護事業所の約半数が赤字運営という結果であり、全国的な傾向であることと、その傾向は年々強まっていくことが推測されます。

このような状況の中であっても、本会では、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けたいという方に寄り添い、安心して福祉サービス・介護サービスを利用いただけるように環境を整え、引き続き、専門職などの確保と人材育成に努めます。

Ⅱ 基本方針

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。

公的制度だけでは解決できない福祉課題については、地域で展開されている小地域福祉委員会・ふれあいサロン・見守り活動・助けあい活動などの地域福祉活動とボランティア活動を組み合わせながら、住民が安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進します。

住民ニーズが高い外出時の送迎などの活動は、共同募金配分金を活用して地域の中で支えあう体制を構築するとともに、実施地域が拡大されるよう担い手の養成など積極的に働きかけていきます。

また、日ごろからの見守り活動や助けあい活動は、災害発生時にも役立つため、災害時活動の視点を含めて地域福祉活動を推進します。

基本方針2 暮らしづらさを抱える住民に寄り添って地域生活を支えます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティア、NPOなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、今もなお新型コロナウイルスの影響で収入が減少・職を失う方や、昨今の物価高騰で不安定な生活を余儀なくされている世帯など、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、絆ネットコーディネーターにアウトリーチで支援する「温ったか京都・寄り添いワーカー」が加わり、これらの課題を受け止め、介護事業所を含めた多機関連携を強化し、相談支援体制（絆ネットワーク）づくりを進めます。

加えて、改正社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業が創設され、精華町では移行準備が進められているため、これまでの社協活動の実績を踏まえつつ、包括的及び重層的な支援体制づくりに積極的に参画します。

基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします

社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

また、福祉ニーズの複雑化、多様化、地域社会の共同体としての脆弱化などの変

化に対応していくため、従来の高齢者、障がい者、子育てといった枠組みを超え、横断的、包括的に福祉サービスを提供することが求められています。専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施体制の強化・連携を図ります。

令和5年度に策定した大規模災害等に対応する事業継続計画（BCP）などに基づき、必要な福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう訓練や研修に取り組みます。

Ⅲ セクション別重点目標

1. 経営基盤の強化、安定を目ざします

【法人運営室】

少子高齢化や人口減少、介護等福祉サービスの担い手不足が見られる中、複雑化・多様化する福祉ニーズの対応や、災害等非常時の事業継続の確保などが求められ、本会を取り巻く状況は増々厳しいものとなっています。また、財源となる助成金や会費などの確保も年々困難になってきています。

このような中で、本会自ら継続的かつ安定したサービスを提供するために、職員は事業について課題の把握、対策などを協議し、地域住民に必要とされる組織として必要な情報を広報誌や SNS 等で発信していきます。

令和7年度は、令和6年度に新設したホームページや公式 LINE などの充実を図り、情報発信力の強化を目ざします。

引き続き社協総合システムを有効活用することにより、組織内の業務の効率化、職員の事務負担軽減を図ります。

2. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目ざします

【地域福祉課 地域支援係】

生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加する中、社会的孤立が大きな社会問題となっています。誰もが住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、福祉や生活課題の分野を問わず「丸ごと」支援できる相談支援体制が必要です。

本会が実施する各種相談事業や絆ネット構築支援事業などでは、多機関との連携を強化し、対象分野に捉われない重層的・包括的な支援体制づくりを目ざします。

令和5年度からは、生活福祉資金特例貸付の償還支援業務及び生活支援業務を実施するために「温ったか京都・寄り添いワーカー」が配置されています。借受世帯の中には、複合的な課題を抱えている世帯もあるため、アウトリーチを実践しながらその世帯が地域から孤立しないよう総合的な視点で支援し、借受世帯以外の生活困窮世帯に対しても自立相談支援機関や関係機関と連携・協力しながら、生活再建

に向けた柔軟な対応を心がけます。

また、生活課題に関する住民アンケートでは「通院や買い物の移動手段に困っている」という回答が最多であったため、この生活課題を解消するために令和6年1月から地域送迎専用車両を導入していますが、未だ広がりを見せていません。まずは、住民の生活課題や地域ニーズの掘り起こしを行いながら、課題解消方法を一緒に考えていくことで、住民同士の助けあい活動の拡充を目ざします。また、地域送迎専用車両が利用しやすく、積極的に活用されるよう柔軟に対応し、地域での知名度向上のために引き続き周知広報を強化していきます。

3. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます

【地域福祉課 中部地域包括支援センター】

少子高齢化、独居及び高齢者世帯や認知症高齢者の増加が進む中で、配慮が必要な人を支える家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化がニーズの多様化・複雑化につながってきています。

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けるためには、どのような支援が必要か分析し、介護保険サービスのみならず医療・保健・福祉・住民主体の取り組みなどの多様な社会資源を把握し、包括的及び継続的に支援する仕組みが必要です。

近年多様化・複雑化している高齢者の困りごとについては、自己責任・家族問題で終わらせるのではなく、個々の課題情報を総合相談、地域ケア会議、専門家による無料相談事業などから収集します。蓄積した個別課題から地域課題を浮き彫りにし、政策への提案に繋げます。専門職と地域の支援者がともに協力・連携しながら解決を目ざす必要があります。

高齢などにより要支援等の認定を受けてもサービスを受ける側になるのではなく、持ちうる能力を生かして役割を担えるよう、当事者、関係団体等と連携を図り新たな活動の場をもてるよう働きかけていきます。

認知症高齢者及び家族の支援に関しては、認知症初期集中支援チーム員会議、認知症連続講座、あんしん見守り推進会議などで課題や方針を積極的に発信し、認知症施策を推進してきます。

4. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目ざします

【在宅介護課 居宅介護支援係】

地域で安心して生活するために、個別支援から地域支援につなぐ視点を意識します。住み慣れた自宅でその人らしい生き方やいつまでも社会参加・身体機能維持ができるよう、多様なサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成します。

多様なサービスを提供するには、介護保険外のインフォーマルサービスの情報収集が必要です。令和6年度に中部地域包括支援センターと協働して精華町近隣を中心としたインフォーマルサービスの情報収集を行い、精華町及び近隣市町村で受けられるサービス情報誌を作成しました。

令和7年度においても情報が日々更新されていることから引き続き情報収集を行い、情報発信に努めます。

また、地域資源の発掘や介護が必要になった高齢者等の介護相談の充実を目的に、出前講座などの地域公益活動や広報活動を通じて相談窓口の周知や啓発を行い、専門職が有する知識を地域に還元できるように取り組んでいきます。

5. 住み慣れた地域や自宅でその人らしく日常生活が送れるよう支援します

【在宅介護課 訪問介護係】

要支援者や要介護者、認知症高齢者、障がい者及び妊産婦が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、経験豊富なホームヘルパーが支援し、利用者や家族の想いに寄り添ったサービスを提供します。

質の高いサービス提供を維持するためには、利用者の身体状態や思い・家族の状況を理解することが重要です。係内において研修を行い、どのヘルパーにおいても統一した支援方法ができるよう意識します。

また、SNS等でホームヘルパーの業務や魅力について情報発信し、人材不足の解消や人材づくりの体制整備につなげていくことを意識します。

6. 利用者の楽しみや生きがいが増えるデイサービスを目ざします

【通所介護課 通所介護係】

利用者やその家族の生活を継続する上で必要な介護サービスを提供するために、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス・おたっしや倶楽部を運営します。

利用者数の減少により事業運営は厳しい状況が続いています。利用者に満足いただける介護サービスの充実とSNS等を活用した広報を強化することで安定した経営と収入確保をめざします。

また、令和7年度から新たに取組んだ口腔機能向上サービスをさらに充実させ、利用者に効果を実感していただけるよう努めます。

通常規模型通所介護事業では、利用者の自立支援を目ざし、機能訓練を充実させる等の個別性の高いサービス提供と日常生活の質の向上につながる支援に努めます。

認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）では、少人数制の利点を活かし、認知症状に応じた個別対応を目ざします。また、家族の思いに寄り添い、いつでも相談等ができる支援体制を充実させます。地域住民や介護者家族向けの講座を開催し、認知

症に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

IV 事業活動計画

1. 法人運営室

- (1) 法人の運営に関する事務 **7,960 千円**
- ①正副会長会議（三役会議）の開催（毎月）
 - ②理事会・評議員会の開催（必要時）
 - ③監事による監査の実施（5月）
 - ④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）
 - ⑤**役員・顧問及び評議員の改選事務（6月一斉改選）**
 - ⑥給与事務
 - ⑦労務管理・福利厚生事務
 - ⑧人事にかかる事務
 - ⑨予算案編成・決算案調整
 - ⑩会計業務
 - ⑪労働安全衛生に関する事務
 - ⑫役員研修の実施
 - ⑬顧問弁護士契約
- (2) 情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進 **1,065 千円**
- ①せいか社協だよりの発行
 - ②ホームページ（WEB サイト）の運営
 - ③ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
 - ・公式フェイスブック
 - ・公式LINE
 - ④情報公開・個人情報の保護に関する業務
 - ⑤福祉サービス苦情解決事業の実施
- (3) 施設及び固定資産管理業務 **10,974 千円**
- ①デイサービスセンター保守点検管理業務
 - ②職員駐車場管理業務
 - ③各種基金及び積立金の造成管理
- (4) 地域福祉活動計画進捗管理業務 **43 千円**
- (5) 職員資格取得促進事業 **200 千円**
- (6) ふれあいサポート事業の実施 **1,944 千円**
- (7) **配食サービス事業の実施〈受託事業〉【利用料見直し】** **7,476 千円**
- 人件費及び食材料の高騰に伴い利用料を見直す。現在は1食500円であるが、令和7年4月から1食550円とする。

- (8) 紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉【利用料見直し】 5,016 千円
- (9) 外出支援サービス事業の実施〈受託事業〉 865 千円
- (10) 障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉 25 千円
- (11) ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉 4,323 千円
- (12) 日常生活用具等貸出事業の実施
- (13) 地域福祉センターかしのき苑運営管理支援業務〈受託事業〉 3,784 千円
- (14) ひとりぐらし老人の会事務局の運営
- (15) 共同募金委員会事務局の運営
- (16) 各種イベントへの参加・協力
 - ①障害児者ふれあいのつどい
 - ②けいはんなふれあいコンサート

2. 地域福祉課 地域支援係

(1) 会員増強運動の実施【募集期間見直し】 297 千円

社協会員募集期間は、これまで6月から11月末日までとしていたが、ご協力いただく自治会がより柔軟に対応していただけるよう1か月間延長し、6月から12月下旬までとする。

- ①会員増強計画の作成
- ②普通会员・賛助会員・法人会員の募集
- ③各自治会への協力金の助成

(2) 地域福祉活動の推進 1,042 千円

- ①小地域福祉委員会（21か所）活動支援業務
- ②地区福祉推進委員等研修会の開催
 - ・①②を対象とした説明会・研修会の開催
 - ・小学校区圏域の校区連絡会の開催
- ③地域福祉活動ライブラリーの充実
- ④高齢者ふれあいサロンへの活動支援
- ⑤子育てサロンへの活動支援
- ⑥小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進
- ⑦障がい者サロンへの活動支援
- ⑧テレフォンサービス事業の実施
- ⑨地域ひとつなぎ事業の実施

(3) ボランティア活動の推進 801 千円

- ①ボランティアセンター運営委員会の開催
- ②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
- ③ボランティア保険等に関する業務
- ④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務

- ⑤ボランティアセンターの周知広報・ニーズ把握の強化
- (4) 地域児童福祉活動助成事業の実施 300 千円
- (5) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉 11,960 千円
 - ①本則
 - ②特例貸付フォローアップ相談・支援の実施
- (6) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉 3,340 千円
- (7) 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉 5,370 千円
- (8) 第2層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉 2,282 千円
- (9) 住民の権利を守るための相談事業の実施 404 千円
 - ①弁護士による無料法律相談の実施
 - ②司法書士による無料法律相談の実施（山城南地区社協）
 - ③社協ふくし&相続相談の実施
- (10) 共同募金配分事業の実施 847 千円
- (11) 災害ボランティアセンター事務局の運営 60 千円
 - ①企業・団体等との関係づくり
- (12) 地域移送サービス体制基盤強化事業《重点》** 428 千円

令和6年1月から地域送迎サービス専用車両「ちょっとそこまで乗せてん car」を導入して本事業を実施してきたが、利用促進を図るために次の取り組みを実施する。

- ①利用料の無償化（ただし、精華町内の移動に限る）
- ②指定場所までの車両の移動（ただし、交通法規を守り近隣住民の迷惑とならない場所に限る）
- (13) 各種イベントへの参加・協力
 - ①ふれあいまつり
 - ②せいかまちづくり塾
 - ③きょうと地域福祉活動実践交流会

3. 地域福祉課 中部地域包括支援センター

(1) 包括的支援事業の実施〈受託事業〉 21,465 千円

2圏域体制であった地域包括支援センターが、令和6年12月1日から3圏域体制となったことにより、対象エリア及び担当利用者数が減少したため、職員数を1名削減する。（4名→3名）

- ①予防給付等に関するケアマネジメント業務
- ②総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④介護者家族の会等の当事者の支援
- ⑤業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し
- ⑥感染症対策の強化

(2) 企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業） 121 千円

①社協ふくし&住まいの困りごと相談

②身近な相談窓口設置の協力

(3) 介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉 203 千円

4. 在宅介護課 居宅介護支援係

(1) 居宅介護支援事業の実施【強化】 20,680 千円

高齢者人口の増加に伴い、現在の職員体制（常勤換算 3.6 名）を強化し、常勤換算 5 名体制をめざす。

①ケアプラン等作成業務

②要支援者ケアマネジメント業務〈受託事業〉

③介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉

④介護相談業務の実施

⑤ケアマネだよりの発行

⑥業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し

⑦感染症対策の強化

(2) 公益的取り組みの実施

①地域貢献活動の実施

②せいか祭りへの参加

5. 在宅介護課 訪問介護係

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施【時間見直し】

38,887 千円

サービス提供時間帯を午前 7 時 30 分～午後 10 時としていたが、職員体制並びに近年の利用実績に応じてサービス提供時間帯を午前 7 時 30 分～午後 7 時に改める。

①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

③ヘルパー通信の発行

④業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し

⑤感染症対策の強化

(2) 障害者居宅介護事業の実施【時間見直し】 4,823 千円

サービス提供時間帯を午前 7 時 30 分～午後 10 時としていたが、職員体制並びに近年の利用実績に応じてサービス提供時間帯を午前 7 時 30 分～午後 7 時に改める。

①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

- ③業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し
- ④感染症対策の強化
- (3) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施（受託事業） 1 千円
- (4) 訪問（自費）サービスの実施 400 千円
- (5) 公益的取り組みの実施
 - ①地域貢献活動の実施
- (6) 産前産後ヘルパー派遣事業の実施 374 千円
- (7) 第三者評価事業の受診《3年ごと》** 166 千円

介護保険事業所については3年に1度の受診が推奨されているため、令和7年度は訪問介護事業所が受診する。

6. 通所介護課 通所介護係

(1) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施【定員見直し】

74,241 千円

現在は1日あたりの利用定員を35名に設定しているため、1日あたりの介護職員配置数は5名以上必要となっている。一方、令和5年度の平均利用者数は1日あたり23名、令和6年度（9月末までの実績）の平均利用者数は1日あたり19.2名となっており、定員に対して実際の利用者数は年々減少してきていることから、令和7年4月から1日あたりの利用定員を30名に改め、これに準じて職員数を削減する。

また、近年の収支決算において赤字が常態化しているため、令和7年度中に各事業のあり方を検討し、将来的な事業廃止・統合を含めて今後の方針を策定する。

- ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議への参加
 - ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
 - ④個別機能訓練の実施
 - ⑤業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し
 - ⑥感染症対策の強化
 - ⑦口腔機能向上サービスの実施
- (2) 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施
- 36,897 千円

- ①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
- ②サービス担当者会議への参加
- ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
- ④ほっとぴあ運営推進会議の開催
- ⑤認知症に関する講座の開催
- ⑥業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し

- ⑦感染症対策の強化
- ⑧口腔機能向上サービスの実施
- (3) 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施 5,132 千円
 - ①業務継続計画（BCP）における訓練の実施及び見直し
 - ②感染症対策の強化
- (4) 公益的取り組みの実施
 - ①地域貢献活動の実施
 - ②家族交流会の実施
- (5) 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施
- (6) 広報による情報発信（SNS とダイ通信）

7. チーム運営

- (1) 職員研修の実施 100 千円
- (2) 社協職員による出張セミナーの実施
- (3) マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
- (4) **絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】** 5,047 千円
 - ①絆ネットコーディネーターの設置
 - ②相談体制・ネットワーク作り
 - ③社協内部の連携強化（横断的チームの組織化）
- (5) **デイサービスセンター20周年記念感謝祭（仮称）の実施《新規》** 199 千円

平成17年5月にオープンした本会デイサービスセンターが、令和7年5月に設立20周年を迎えるため、これまでのご愛顧に感謝の気持ちを伝えることを目的として地元住民や関係者等を対象として感謝祭を行う。

注) 各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。